

藤 議 第 2 2 1 号

令和5年6月30日

藤崎町議会

議長 小 野 稔 殿

議会改革特別委員会

委員長 奈良岡 文 英

議会改革特別委員会の最終報告について

本特別委員会に付託された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 調査事件
2. 検討経過の概要
3. 調査事件の改革目標
4. 調査結果

議会改革特別委員会最終報告書

1. 調査事件

- (1) 「広報広聴に関すること」
- (2) 「常任委員会の活性化に関すること」
- (3) 「町議会基本条例に関すること」
- (4) 「ICTの活用に関すること」
- (5) 「議員報酬に関すること」
- (6) 「議員定数に関すること」
- (7) 「その他議会改革に関すること」

2. 検討経過の概要

藤崎町議会は、議会運営の適正化・効率化・円滑化及び議会活動の活性化を推進するための議会改革を目指すとともに、積極的に情報公開や情報共有の推進に取り組み、町民に寄り添い、親しまれる議会運営を目的として、令和2年9月第3回定例会において、議員全員で構成する議会改革特別委員会を設置し7つの項目について調査研究を行った。

特別委員会の開催は、令和2年度5回、令和3年度3回、令和4年度4回、令和5年度1回の計13回実施されたものである。

3. 調査事件の改革目標

- (1) 「広報広聴に関すること」について

議会広報特別委員会を設置し、年2回の議会だよりの発行と町民と語る会を開催する。

- (2) 「常任委員会の活性化に関すること」について

コロナ禍においても閉会中に1回以上の委員会開催を目指す。

(3) 「町議会基本条例に関すること」について

町議会基本条例策定部会を設置・付託し条例制定に取り組む。

(4) 「ICTの活用に関すること」について

タブレット端末の基本操作を習得し、ペーパーレス会議を推進する。

(5) 「議員報酬に関すること」及び(6) 「議員定数に関すること」について

これまでの選挙の無投票や議員のなり手不足を踏まえ、早い時期に協議する。

(7) 「その他議会改革に関すること」について

(1) ～ (6) 以外についても必要に応じて協議する。

以上の内容について、議員の任期終了まで調査研究を行い、より具体的な調査結果を出すこととしたものである。

4. 調査結果

(1) 「広報広聴に関すること」について

議会広報特別委員会を令和3年3月第1回定例会において委員6名で設置し、研修会の開催や議長会主催の研修会に参加して編集技術を向上させ、これまでに5号の議会だよりを発行した。

また、令和4年12月に町民と語る会を議長主催で開催し、町議会基本条例・議員定数・議員報酬をテーマにしてご意見をいただいた。

(2) 「常任委員会の活性化に関すること」について

閉会中に1回の常任委員会を令和4年度から開催し、調査と集中審議を実施している。

(3) 「町議会基本条例に関すること」について

町議会基本条例策定部会を令和3年7月に設置し、作成から調整まで8回の部会を開催し部会案をまとめ、特別委員会で調整のうえ条例素案を作成した。

条例素案について、パブリックコメントの実施や町民と語る会において意見

聴取を行い、令和5年3月第1回定例会に提案し条例制定した。

(4) 「ICTの活用に関すること」について

タブレット端末の運用規程の制定や会議規則を改正するとともに、操作研修を実施し、会議等で活用している。

また、次の議員任期から原則議案等のペーパーレスに取り組むこととした。

(5) 「議員報酬に関すること」について

協議の結果、報酬額を増額した方が良いという委員は10人、変更しないという委員が2人となり、特別職報酬等審議会の開催を町長に依頼することとした。

町長から特別職報酬等審議会への諮問・答申を経て、令和5年6月第2回定例会で、次のとおり議員報酬が条例改正された。

《議長290,000円、副議長251,000円、議員240,000円》

(6) 「議員定数に関すること」について

協議の結果、定数12人とする委員が8人、定数14人のままで良いという委員が4人で、定数を2人減ずる方針とした。

令和5年3月第1回定例会で、次の任期から定数を12人に条例改正された。

(7) 「その他議会改革に関すること」について

○令和4年9月定例会より、議案審議日の前日に熟考日を設けないことを決定した。

○常任委員会の所管替え等については、内容の検討を今後も継続することとした。

○議場内にスマートフォンや携帯電話は持ち込まない、又は電源を切ることとした。

○会議中に議席を離れるときは、議長の許可を得ることとした。

以上の調査結果をもって、議会改革特別委員会を終了すべきものと決定した。